

姫君様御入與御道具出來之内○中

黒塗若松唐草兩御紋ちらし
一御挾箱 一對

御覆唐織七寶兩御紋御雨覆猩々緋兩御紋

挾箱雜載

〔太閤記 十七〕前關白秀次公之事

鹿狩よこなどに立出させ給ふにも、兵具をひそかに持せ給ふて、武を忘れ給ぬ體あらましく見えしかば、供奉の人々も具足甲を挾箱にかくし入御用に可相立之翔密々の様に有しかど○下

〔慶長見聞集 九〕江戸町衆はさみ箱かづかする事

見しは昔慶長三年の事かとよ、夏の暮かた四五人門立して涼し處に、小者にはさみ箱かづかせ、海道を通る人有、あらふしぎや、大名にはあらず、伴する者もなし、誰にてましますらんと能見れば、江戸本町のなまりや六郎左衛門なり、我も人も是を見て、扱々きやつは出角者、せんたい國大名のまねをして、はさみ箱をかづかせとをるぞや、町人のふんとして似合ぬ振舞かな、よもをのれがにてはあらず、大名衆のはさみ箱をやりつらむ、たそがれ時なれば、人はしらしと世勢をするのみたもなさよ、我等が前を過る時は、づかしくや思ひ、劔頭をもたげず通り行、うしろすがたのおかしさよ、只是大名と太郎冠者が、狂言に能似たりと、指をさして笑ひたりしが、今は高きも賤も、皆はさみ箱をかづかする、是のみならず、當世の風俗昔に替り、美々敷事のべ盡すべからず、

〔明良洪範 二十〕水野監物下屋敷へ行テ、家中ノ者ノ乘馬見物スベシト、馬場ニ出ラレケル時ニ、申小姓ノ挾箱持一人馬場邊ヲ徘徊シケルガ、監物出ラレシ音ニ驚キ、挾箱ヲ馬場ニ捨置逃去ケリ、監物是ヲ見テ、此挾箱ハ誰ノカハ知ラ子ドモ、カリ申トテ手ニテ戴キ、會釋シテ腰ヲ掛ラレケル時ニ、フタヲ明ケサセテ見ラレシニ、焼飯三ツ反古ニ包、草鞋二足アリ、監物見ラレテ、殊ノ外機嫌